

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年 8 月15日
【発行者名】	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 本田 直之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
【事務連絡者氏名】	法務部 吉澤 紋子
【電話番号】	03-6758-3840
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式ファン ド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1) 当初自己設定 5,000億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出いたしましたので、2022年11月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

<商品分類表>

当ファンドに該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ()
追加型	海外	
	内外	資産複合

商品分類表の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

当ファンドに該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米* 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

属性区分表の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性に限定されないものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米*	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 北米以外の企業にも投資する場合があります。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、上記を含む各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照ください。

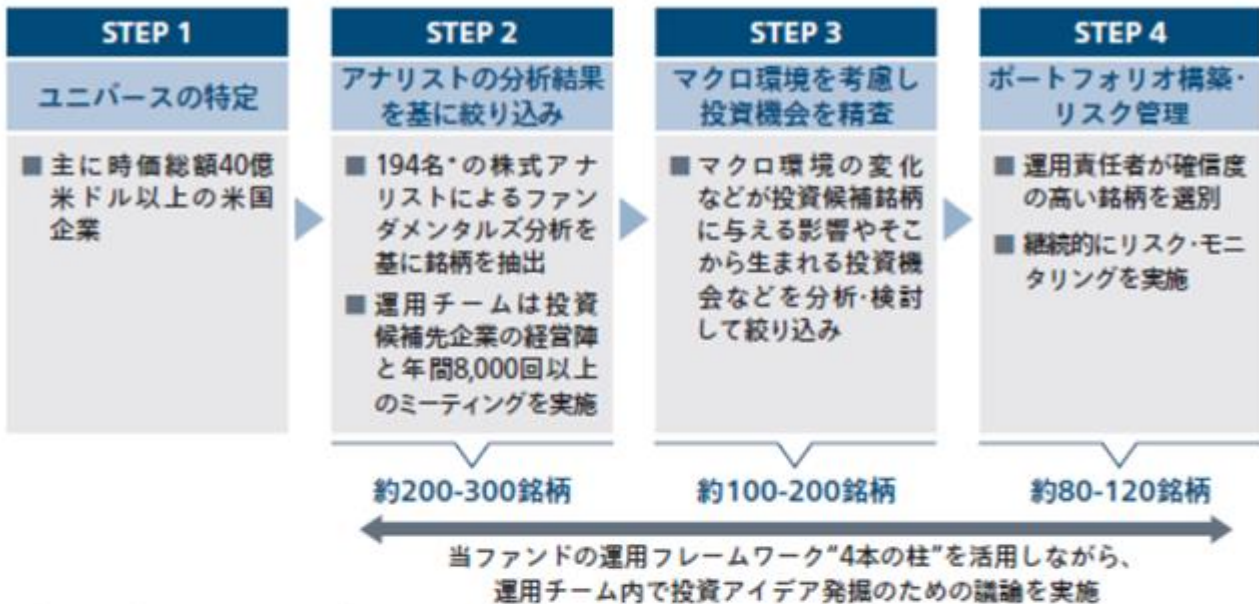
一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

(中略)

<運用プロセス>

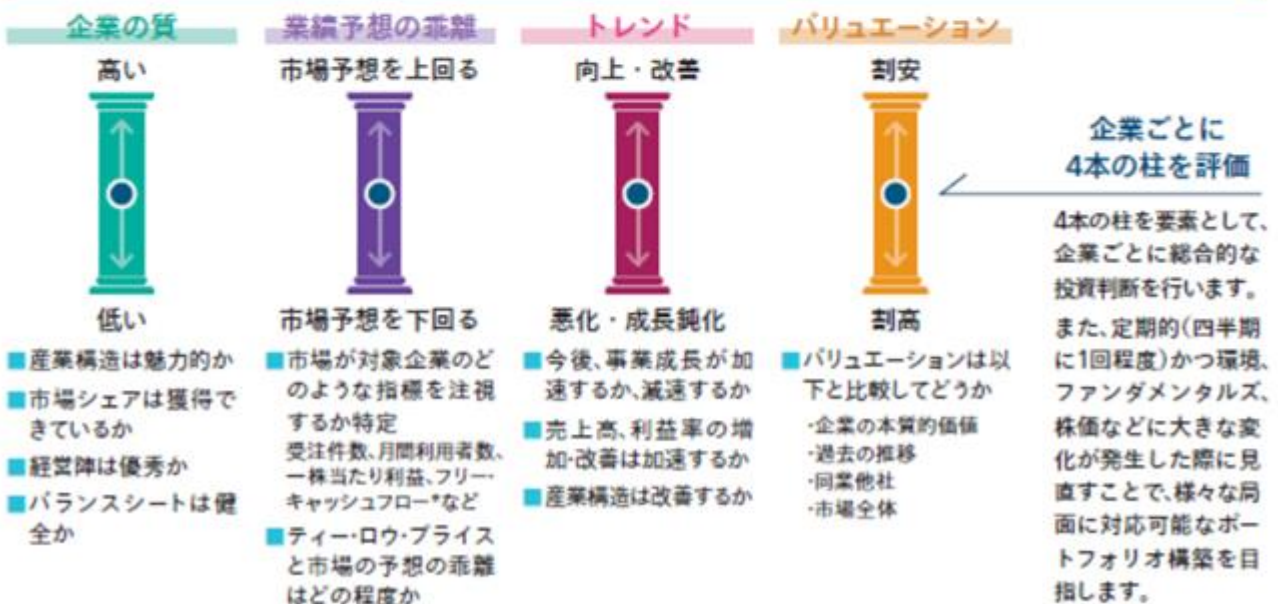
当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国オールキャップ・オポチュニティーズ株式運用チーム」が担当します。

- 主に米国株式市場全体を投資対象として、ティー・ロウ・プライスが誇るリサーチ・プラットフォームを活用したボトム・アップ・アプローチによる運用を行います。
- 銘柄を絞り込むうえで、ティー・ロウ・プライスの株式アナリストなどで構成される株式調査チームと協働し、当ファンドの運用フレームワークを活用することで魅力的な投資アイデアの発掘に努めます。



*当ファンドが活用するリサーチ・プラットフォームの株式アナリストの人数。

4本の柱のイメージ



*フリー・キャッシュフロー：税引後営業利益に減価償却費を加え、設備投資額と運転資本の増加を差し引いたもの。2022年6月末時点

※上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

<ご参考> ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆3,097億米ドル（2022年6月末現在）

（後略）

<訂正後>

（前略）

<商品分類表>

当ファンドに該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

商品分類表の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

当ファンドに該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米* 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

*北米以外の企業にも投資する場合があります。

属性区分表の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性に限定されないものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米*	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

*北米以外の企業にも投資する場合があります。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、上記を含む各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照ください。

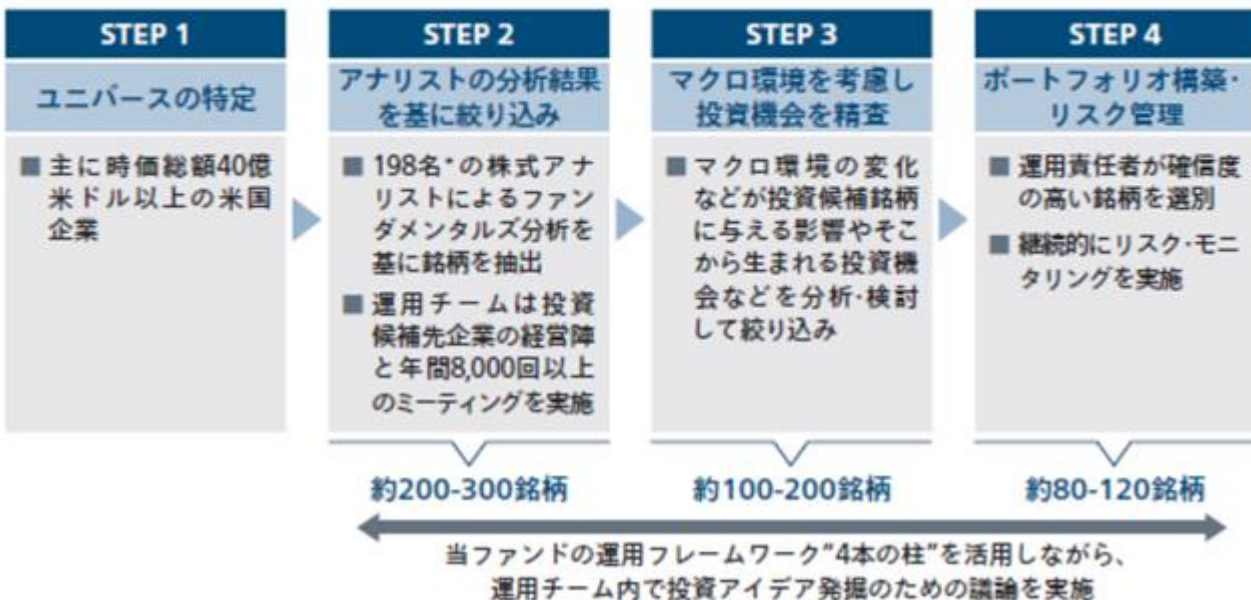
一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

(中略)

<運用プロセス>

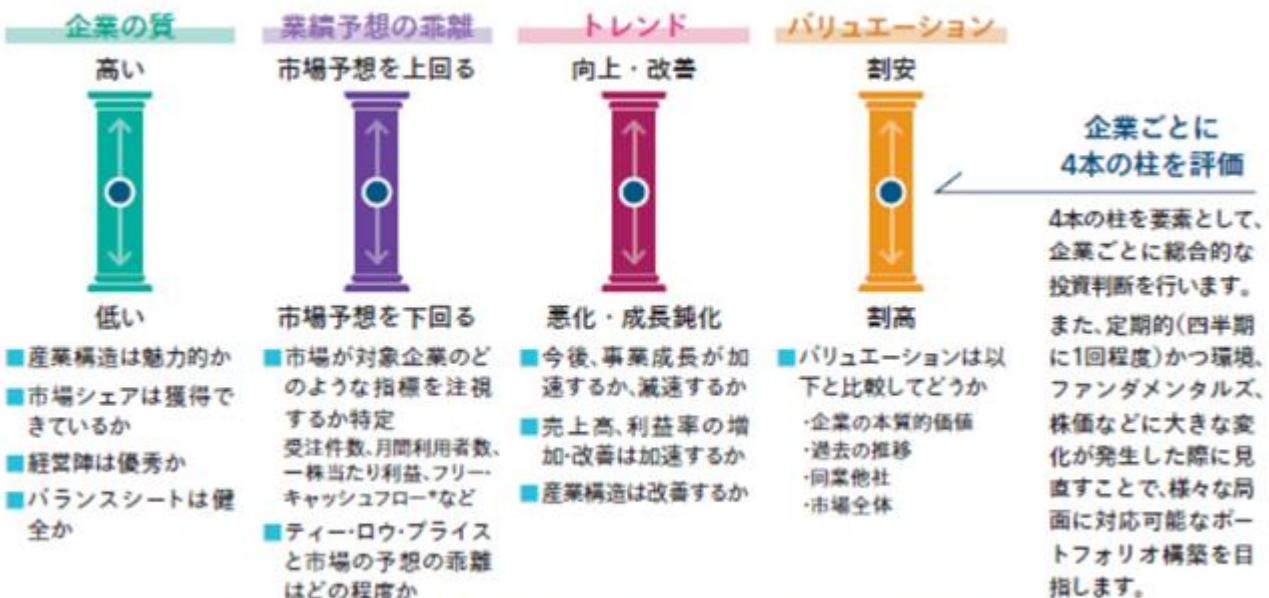
当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国オールキャップ・オポチュニティーズ株式運用チーム」が担当します。

- 主に米国株式市場全体を投資対象として、ティー・ロウ・プライスが誇るリサーチ・プラットフォームを活用したボトム・アップ・アプローチによる運用を行います。
- 銘柄を絞り込むうえで、ティー・ロウ・プライスの株式アナリストなどで構成される株式調査チームと協働し、当ファンドの運用フレームワークを活用することで魅力的な投資アイデアの発掘に努めます。



*当ファンドが活用するリサーチ・プラットフォームの株式アナリストの人数。

4本の柱のイメージ



*フリー・キャッシュフロー：税引後営業利益に減価償却費を加え、設備投資額と運転資本の増加を差し引いたもの。

2023年3月末時点

※上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

<ご参考>ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆3,417億米ドル（2023年3月末現在）

（後略）

（2）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2022年11月28日 信託契約締結、運用開始（予定）

< 訂正後 >

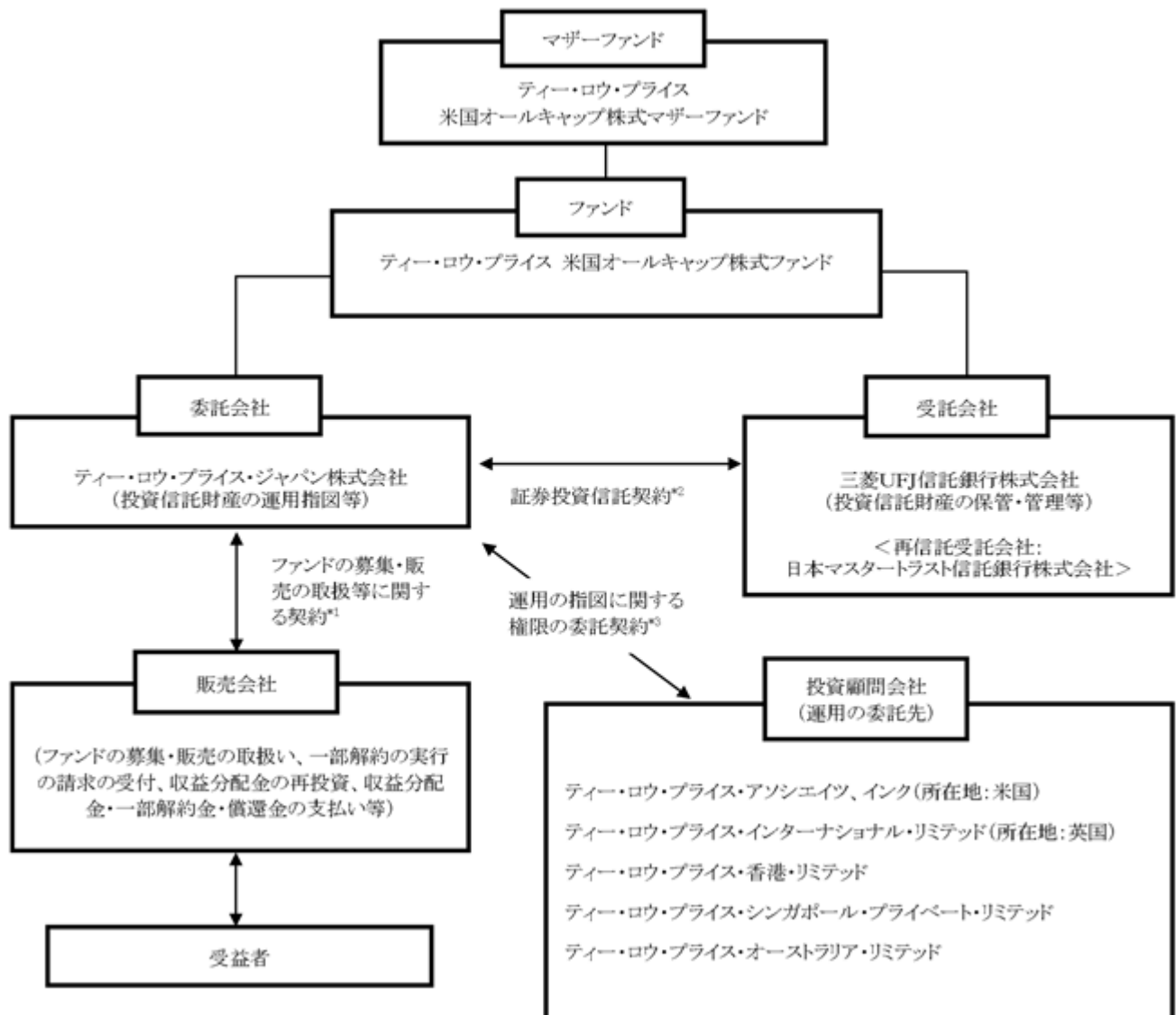
2022年11月28日 信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の通りです。



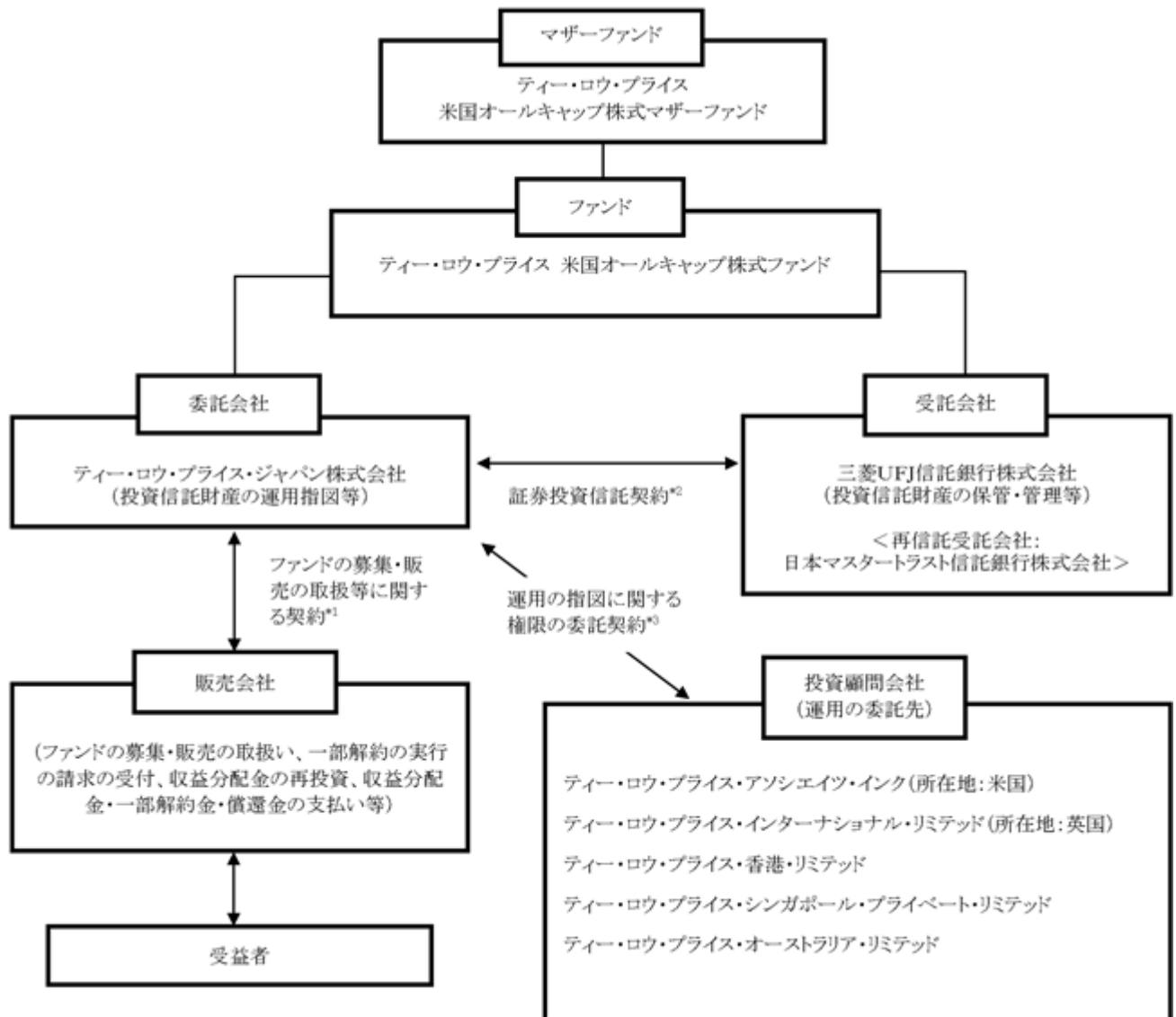
- * 1 投資信託の販売にあたって、委託会社と販売会社の間で締結した契約。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。
- * 2 投資信託の設定および運営について、委託会社と受託会社との間で締結した契約。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。
- * 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、委託会社と投資顧問会社の間で締結した契約。委託する運用についての業務内容、報酬の取り決めの内容等が含まれています。

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の通りです。



- * 1 投資信託の販売にあたって、委託会社と販売会社の間で締結した契約。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。
- * 2 投資信託の設定および運営について、委託会社と受託会社との間で締結した契約。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。
- * 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、委託会社と投資顧問会社の間で締結した契約。委託する運用についての業務内容、報酬の取り決めの内容等が含まれています。

(後略)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。大型株式から小型株式まで幅広い時価総額規模の企業を投資対象とします。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。大型株式から小型株式まで幅広い時価総額規模の企業を投資対象とします。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

< 訂正前 >

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 組織および社内規則等 >

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国オールキャップ・オポチュニティーズ株式運用チーム」が担当します。

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。

ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関する方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき服務規程を設けており、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。

また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

（後略）

< 訂正後 >

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 組織および社内規則等 >

当ファンドの運用は、ティー・ロウ・プライスの「米国オールキャップ・オポチュニティーズ株式運用チーム」が担当します。

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。

ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用する金融商品取引業者に関する方針を定め、取引コストや各金融商品取引業者との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる

方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が一般社団法人投資信託協会の規則にそって適正に評価されるよう担保しています。

また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

（後略）

（４）【分配方針】

< 訂正前 >

年1回の決算時（毎年5月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

初回決算日は2023年5月15日の予定です。

（後略）

< 訂正後 >

年1回の決算時（毎年5月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

（後略）

（５）【投資制限】

<訂正前>

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。
- 4) 外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。
- 5) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - (a)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b)前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - (c)前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
 2. 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するもの
 3. 公認会計士又は監査法人により、金融商品取引法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの
 4. 米国におけるピンク・シート銘柄

5. 米国におけるOTCブリテンボード銘柄
 6. その他一般社団法人投資信託協会の規則において組入れが認められているもの
- 9) 信用取引の指図範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるもの（以下、「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）、を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。
- (b) 委託者は、日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託者は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 11) スワップ取引の運用指図および範囲

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) クレジットデリバティブ取引の運用指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) クレジットデリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が、当該取引における当事者間で取り決めた者の信用状態、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを低減するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 外国為替予約取引の指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを低減するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b)委託者は、外国為替予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の貸付けの指図および範囲

(a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 公社債の空売りの指図および範囲

(a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17) 公社債の借入れの指図および範囲

(a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d)上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(a)外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 資金の借入れ

(a)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を

目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（中略）

<ご参考> ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

(2) 投資態度

主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。大型株式から小型株式まで幅広い時価総額規模の企業を投資対象とします。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

運用にあたっては、委託者の関連会社に運用の指図に関する権限を委託します。

銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< 訂正後 >

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。）の利用（実質利用も含みます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。
- 4) 外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。
- 5) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - (a)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (b)前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- (c)前各項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含みます。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するもの
 2. 公認会計士または監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）に基づく監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等が入手できる会社の発行するもの
 3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの
 4. 米国におけるピンク・シート銘柄
 5. 米国におけるOTCブリテンボード銘柄
 6. その他一般社団法人投資信託協会の規則において組入れが認められているもの
- 9) 信用取引の指図範囲
- (a)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
- (a)委託者は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)、外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(b)委託者は、日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c)委託者は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。

(d)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

12) クレジットデリバティブ取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

(b)クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)クレジットデリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が、当該取引における当事者間で取り決めた者の信用状態、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d)委託者は、クレジットデリバティブ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a)委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出し提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、一般社団法人投資信託協会の規則に従って評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- 14) 外国為替予約取引の指図および範囲
- (a) 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 委託者は、外国為替予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- 15) 有価証券の貸付けの指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 16) 公社債の空売りの指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 17) 公社債の借入れの指図および範囲
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(a) 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 資金の借入れ

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（中略）

<ご参考> ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)といった株式関連の証券へ投資をします。

(2) 投資態度

主として米国の株式の中で、成長性が高いと判断される企業や、企業の本質的価値に比較して過小評価されていると判断される企業の株式等に投資を行います。大型株式から小型株式まで幅広い時価総額規模の企業を投資対象とします。なお、米国以外の企業にも投資する場合があります。

運用にあたっては、委託者の関連会社に運用の指図に関する権限を委託します。

銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ^{*1}」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*2}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*1 ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*2 委託者およびその関連会社をいいます。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。）の利用は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。

外国為替予約取引の利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

<流動性リスク>

有価証券等を売買する際、その市場規模や取引規模が小さいなど、流動性が低い場合、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済・社会情勢等に起因して市場環境が急変した場合等においては、投資対象資産の流動性が低下することがあり、その場合、市場実勢から期待できる価格で取引ができない、あるいは取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となる場合があります。これらの流動性リスクにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（中略）

< 買付・解約の中止等に関わる留意点 >

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらのお申込みの受付を取り消すことがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点 >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国事業体への米国を起源とする特定の支払い、例外が適用されない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。

現在、FATCAのもとでは、（ ）米国外の投資法人や投資信託といったファンドを含む外国金融機関（ただし米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）または居住国に、直接および間接的な米国の口座保有者に関する情報を収集して開示することに同意しているか、またはこれらの要件から免除されており当該免除につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除く）、（ ）その他の特定の外国の事業体（ただし、直接または間接的な米国の口座保有者に関する一定の情報につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除く）に対して、定額または確定可能な年次または定期的な額の米国源泉の所得（分配金を含む）の全部または一部に30%の源泉徴収税が課されますが、一部解約や償還による総受取額については、米国当局より別途、異なる内容の指針が発表されない限り、30%の源泉徴収税の対象となりません。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。

当ファンドがFATCAによる源泉徴収の対象とならないためには、外国金融機関として、米国内国歳入庁に登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を当ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人、および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国事業体または外国事業体（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること

3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、当ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

当ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、当ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、当ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、当ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、当ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務省または国税庁に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(中略)

< 米国商品先物取引委員会の規則等に関する開示について >

当ファンドは、米国1940年投資会社法のもとでの登録を行っていません。また、委託者が米国商品先物取引委員会(以下、「CFTC」といいます。)ルール4.13(a)(3)に従いコモディティー・プール・オペレーターとしての登録についての適用除外を受けているため、当ファンドに関するいかなる開示書類も、CFTCが定める規則その他の要件の適用を受けません。

(中略)

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示するものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較するものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※当ファンドは2022年11月28日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2022年11月4日)現在、該当事項はありません。

■ 代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

< 訂正後 >

(前略)

<流動性リスク>

有価証券等を売買する際、その市場規模や取引規模が小さいなど、流動性が低い場合、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済・社会情勢等に起因して市場環境が急変した場合等においては、投資対象資産の流動性が低下することがあり、その場合、市場実勢から期待できる価格で取引ができない、または取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となる場合があります。これらの流動性リスクにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（中略）

<オペレーショナル・リスク>

ファンドには、保有証券等の評価、基準価額、ファンドの財務諸表、取引執行などに影響を与える過誤やシステム障害が発生する可能性があります。

（中略）

<買付・解約の中止等に関わる留意点>

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたそれらのお申込みの受付を取り消すことがあります。この場合、運用の基本方針にしたがった運用ができなくなる場合があります。

* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国事業体への米国を起源とする特定の支払いは、例外が適用されない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。

現在、FATCAのもとでは、（ ）米国外の投資法人や投資信託といったファンドを含む外国金融機関（ただし米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）または居住国に、直接および間接的な米国の口座保有者に関する情報を収集して開示することに同意しているか、またはこれらの要件から免除されており当該免除につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）、（ ）その他の特定の外国の事業体（ただし、直接または間接的な米国の口座保有者に関する一定の情報につき証明書の提出等による証明を行っている場合を除きます。）に対して、定額または確定可能な年次または

定期的な額の米国源泉の所得（分配金を含みます。）の全部または一部に30%の源泉徴収税が課されますが、一部解約や償還による総受取額については、米国当局より別途、異なる内容の指針が発表されない限り、30%の源泉徴収税の対象となりません。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。

当ファンドがFATCAによる源泉徴収の対象とならないためには、外国金融機関として、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を当ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国事業体または外国事業体（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、当ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

当ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、当ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、当ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、当ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、当ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務省または国税庁に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

（中略）

< 米国商品先物取引委員会の規則等に関する開示について >

当ファンドは、米国1940年投資会社法のもとでの登録を行っていません。また、委託者が米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）ルール4.13(a)(3)に従いコモディティー・プール・オペレーターとしての登録についての適用除外を受けているため、当ファンドに関するいかなる開示書類も、CFTCが定める規則その他の要件の適用を受けません。

（中略）

(3) 参考情報

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較したものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※分配金再投資基準価額は、2022年11月以降のデータを表示しています。(設定日:2022年11月28日)

※ファンドの騰落率は、2023年5月末時点において運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※ファンドの騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の騰落率および基準価額と異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は本書提出日現在施行の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

1) 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(b) 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

税法上、公募株式投資信託は少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニア NISA」の適用対象です。

「NISA」および「ジュニア NISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」「ジュニア NISA」をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方を対象に、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は本書提出日現在施行の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

1) 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(b) 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象であり、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下の運用状況は2023年5月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

外国株式の業種分類は世界産業分類基準（GICS）の産業グループ分類を使用しております。当社ホームページ掲載の月次報告書*とは異なりますのでご注意ください。

*月次報告書ではGICSのセクター分類を使用しております。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	78,379,422,132	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		53,425,202	0.07
合計(純資産総額)		78,325,996,930	100.00

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド>

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	67,082,669,690	85.59
	カナダ	853,359,378	1.09
	オランダ	2,180,922,999	2.78
	アイルランド	1,320,952,068	1.69
	イギリス	1,127,442,587	1.44
	スイス	1,534,885,191	1.96
	スウェーデン	61,259,572	0.08
	ケイマン	241,193,808	0.31
	パミューダ	246,426,600	0.31
	台湾	1,062,944,496	1.36
	キュラソー	863,989,773	1.10
	小計	76,576,046,162	97.70
投資証券	アメリカ	471,092,058	0.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,329,458,974	1.70
合計(純資産総額)		78,376,597,194	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		187,567,816	0.23

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国オール キャップ株式マザーファンド	72,073,031,846	1.0334	74,483,976,508	1.0875	78,379,422,132	100.07

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド>

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	120,306	43,239.78	5,202,005,610	46,293.22	5,569,352,330	7.11
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	190,345	24,126.40	4,592,340,210	24,781.22	4,716,981,511	6.02
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	74,677	39,902.26	2,979,781,512	56,063.14	4,186,627,457	5.34
4	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	79,755	32,339.98	2,579,275,312	30,978.62	2,470,700,061	3.15
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	140,149	15,628.27	2,190,286,665	17,004.41	2,383,152,206	3.04
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディ ア・娯楽	56,120	32,768.83	1,838,986,806	36,692.42	2,059,178,633	2.63
7	アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	99,349	20,143.65	2,001,251,723	18,885.72	1,876,277,635	2.39
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	91,205	16,481.67	1,503,211,478	17,420.93	1,588,876,176	2.03
9	スイス	株式	CHUBB LTD	保険	57,767	27,991.73	1,616,998,723	26,570.27	1,534,885,191	1.96
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	24,766	60,720.28	1,503,798,482	59,715.33	1,478,909,982	1.89
11	アイルラ ンド	株式	LINDE PLC	素材	26,629	51,761.02	1,378,344,311	49,605.77	1,320,952,068	1.69
12	アメリカ	株式	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	消費者 サービス	4,270	285,917.70	1,220,868,601	289,502.80	1,236,176,980	1.58

13	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	142,671	8,960.65	1,278,425,567	8,355.45	1,192,080,493	1.52
14	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	29,094	40,598.99	1,181,187,070	40,868.74	1,189,035,354	1.52
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	60,598	18,749.57	1,136,186,922	19,212.78	1,164,256,297	1.49
16	アメリカ	株式	FISERV INC	金融サービス	70,018	16,680.24	1,167,917,669	15,788.41	1,105,473,536	1.41
17	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービス	145,984	6,840.34	998,580,749	7,525.21	1,098,561,249	1.40
18	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	74,573	11,995.75	894,559,624	14,253.74	1,062,944,496	1.36
19	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,752	73,469.20	1,083,817,756	71,872.52	1,060,263,554	1.35
20	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	15,570	68,659.21	1,069,024,010	67,068.63	1,044,258,639	1.33
21	アメリカ	株式	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	メディア・娯楽	104,119	10,166.66	1,058,543,005	9,877.54	1,028,440,202	1.31
22	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	23,163	42,698.59	989,027,503	42,919.17	994,136,825	1.27
23	アメリカ	株式	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	16,028	63,877.45	1,023,827,776	61,740.60	989,578,370	1.26
24	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	47,591	21,749.09	1,035,061,343	20,012.26	952,403,875	1.22
25	アメリカ	株式	MOLINA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機器・サービス	24,955	41,750.69	1,041,888,636	37,718.33	941,260,980	1.20
26	アメリカ	株式	SYNOPSIS INC	ソフトウェア・サービス	14,063	53,248.38	748,831,990	64,969.28	913,663,113	1.17
27	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア・サービス	13,999	64,496.92	902,892,453	63,138.30	883,873,091	1.13
28	アメリカ	株式	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	半導体・半導体製造装置	12,219	55,794.78	681,756,494	71,977.35	879,491,324	1.12
29	キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	139,506	6,159.66	859,310,072	6,193.20	863,989,773	1.10
30	アメリカ	株式	REGENERON PHARMACEUTICALS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,255	103,967.94	858,255,409	101,836.42	840,659,664	1.07

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.63
		素材	2.02
		資本財	3.42
		商業・専門サービス	1.63
		運輸	1.29
		耐久消費財・アパレル	0.77
		消費者サービス	2.79
		メディア・娯楽	8.25
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.04
		食品・飲料・タバコ	2.98
		家庭用品・パーソナル用品	1.22
		ヘルスケア機器・サービス	8.39
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.08
		銀行	1.82
		金融サービス	9.08
		保険	2.61
		ソフトウェア・サービス	14.12
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.48
電気通信サービス	2.39		
半導体・半導体製造装置	9.69		
投資証券	外国		0.60
合計			98.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド>

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド>

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	1,342,186.05	188,000,000	187,567,816	0.23

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2023年 5月15日)	73,418	73,418	1.0259	1.0259
2022年11月末日	40,188		0.9865	
12月末日	49,651		0.9227	
2023年 1月末日	56,235		0.9454	
2月末日	63,950		0.9868	
3月末日	67,048		0.9783	
4月末日	71,801		1.0081	
5月末日	78,325		1.0791	

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付は、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2022年11月28日～2023年 5月15日	0.0000

【収益率の推移】

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	2022年11月28日～2023年 5月15日	2.6

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2022年11月28日～2023年 5月15日	72,401,474,474	833,521,152	71,567,953,322

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2023年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,791円	純資産総額	783.3億円
------	---------	-------	---------



※基準価額は1万口当たりです。

※基準価額および基準価額(分配金再投資)は信託報酬等控除後のものです。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものと
して計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2023/5/15	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10銘柄

	銘柄名	セクター	国・地域	構成比
1	マイクロソフト	情報技術	米国	7.1%
2	アップル	情報技術	米国	6.0%
3	エヌビディア	情報技術	米国	5.3%
4	ビザ	金融	米国	3.2%
5	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	米国	3.0%
6	メタ・プラットフォームズ	コミュニケーション・サービス	米国	2.6%
7	TモバイルUS	コミュニケーション・サービス	米国	2.4%
8	アルファベット	コミュニケーション・サービス	米国	2.0%
9	チャプ	金融	米国	2.0%
10	イーライリリー・アンド・カンパニー	ヘルスケア	米国	1.9%

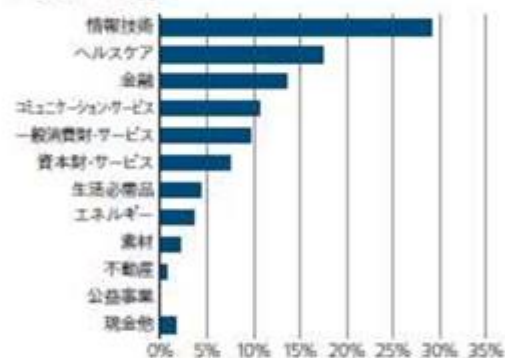
※構成比はすべてマザーファンドの対純資産総額の比率です。

※セクター配分は、世界産業分類基準(GICS)の分類によります。

※当該銘柄の売買を推奨するものではありません。

(注1)当該銘柄は、同一企業の発行する種類の異なる株式を合算しています。

セクター配分



年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2022年は設定日から年末まで、2023年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで開示しています。

世界産業分類基準(以下「GICS」といいます。)は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(以下「MSCI」といいます。)およびマグローヒル・カンパニーズ傘下のスタンダード&プアーズ(以下「S&P」といいます。)が開発した独占的財産およびサービスマークであり、ティー・ロウ・プライスにライセンス供与されています。MSCI、S&PまたはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に關与する第三者はいずれも、当該基準や分類(またはその利用から得られた結果)について明示的にも暗示的にもいかなる保証や表明もしません。また、すべての関係当事者は、当該基準や分類のいずれについても、その独創性、正確性、網羅性、商品性または特定の目的適合性について、いかなる保証からも明示的に免責されます。前述の内容を制限することなく、MSCI、S&P、その関連会社またはGICSの作成、編集もしくはGICS分類に關与する第三者はいずれの場合も、直接的、間接的、特別、懲罰的、結果的またはその他のいかなる損害(逸失利益を含む)について、その発生可能性が通知されていたとしても、いかなる責任も負いません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、継続申込期間において、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

継続申込期間において、取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

（中略）

(6) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（後略）

<訂正後>

(1) 申込受付

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

(4) 申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

（中略）

(6) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

（後略）

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(1)換金(解約)申込

換金の申込みは、信託設定日(2022年11月28日)以降、販売会社において毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

換金のお申込みの受付は、原則として午後3時までに申込が行われ、かつ、当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(中略)

(7)受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(後略)

<訂正後>

(1)換金(解約)申込

換金の申込みは、販売会社において毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

換金のお申込みの受付は、原則として午後3時までに申込が行われ、かつ、当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

(7) 受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争、疫病等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

（後略）

3【資産管理等の概要】

（４）【計算期間】

< 訂正前 >

原則として、毎年5月16日から翌年5月15日までとします。

ただし、第1計算期間は、2022年11月28日から2023年5月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

< 訂正後 >

原則として、毎年5月16日から翌年5月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

< 訂正前 >

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当該ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合や、当該ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。また、委託会社の判断により、周知のために公告を日本経済新聞に掲載してお知らせすることがあります。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記「信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、年1回（毎年5月）の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（troweprice.co.jp）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由が発生したときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、当該ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合や、当該ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはこの信託契約を解約することに正当な理由がある場合は、受託者と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

()委託者は、上記「ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。また、委託会社の判断により、周知のために公告を日本経済新聞に掲載してお知らせすることがあります。

- ()上記()の書面決議において、受益者（委託者および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

- ()委託者は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じた場合は、当ファンドは、下記「信託約款の変更等」の書面決議が否決となることを除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、毎年5月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。また、委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(troweprice.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、販売会社を通じて当ファンドの信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ()書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決されたときは、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(後略)

4【受益者の権利等】

< 訂正前 >

（前略）

(3)受益権の一部解約の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。なお、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、別途制限を設ける場合があります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(3)受益権の一部解約の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの第1期計算期間は、2022年11月28日から2023年5月15日までとなっております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2022年11月28日から2023年5月15日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2023年 5月15日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	73,857,772,455
未収入金	7,705,796
流動資産合計	73,865,478,251
資産合計	73,865,478,251
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,705,796
未払受託者報酬	7,477,134
未払委託者報酬	418,719,379
その他未払費用	12,585,996
流動負債合計	446,488,305
負債合計	446,488,305
純資産の部	
元本等	
元本	71,567,953,322
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,851,036,624
（分配準備積立金）	3,136,300,110
元本等合計	73,418,989,946
純資産合計	73,418,989,946
負債純資産合計	73,865,478,251

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2022年11月28日 至 2023年 5月15日
営業収益	
有価証券売買等損益	3,571,546,669
営業収益合計	3,571,546,669
営業費用	
受託者報酬	7,477,134
委託者報酬	418,719,379
その他費用	12,585,996
営業費用合計	438,782,509
営業利益又は営業損失（ ）	3,132,764,160
経常利益又は経常損失（ ）	3,132,764,160
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,132,764,160
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,535,950
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,199,231
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,199,231
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,298,462,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,298,462,717
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,851,036,624

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2023年 5月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	38,033,638,722円
	期中追加設定元本額	34,367,835,752円
	期中一部解約元本額	833,521,152円
2.	受益権の総数	71,567,953,322口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第1期 自 2022年11月28日 至 2023年 5月15日
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。
2.	分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	231,443,158円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,904,856,952円
C	収益調整金額	24,822,639円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,161,122,749円
F	当ファンドの期末残存口数	71,567,953,322口
G	10,000口当たり収益分配対象額	441円
H	10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期 自 2022年11月28日 至 2023年 5 月15日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期 2023年 5 月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期(2023年5月15日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,771,675,827
合計	3,771,675,827

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 2023年 5 月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0259円
(1万口当たり純資産額)	(10,259円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド	71,491,406,888	73,857,772,455	
合計		71,491,406,888	73,857,772,455	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2023年 5 月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	699,909,713
金銭信託	331,395,929
株式	71,733,166,886
投資証券	478,331,710
未収入金	1,131,695,158
未収配当金	44,733,908
流動資産合計	74,419,233,304
資産合計	74,419,233,304
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,000,459
未払金	550,409,470
未払解約金	7,705,796
その他未払費用	15,474
流動負債合計	562,131,199
負債合計	562,131,199
純資産の部	
元本等	
元本	71,491,406,888
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,365,695,217
元本等合計	73,857,102,105
純資産合計	73,857,102,105
負債純資産合計	74,419,233,304

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2023年 5 月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首	2022年11月28日
	期首元本額	38,033,638,722円
	期中追加設定元本額	34,287,261,974円
	期中一部解約元本額	829,493,808円
	期末元本額	71,491,406,888円
	元本の内訳	
	ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式ファンド	71,491,406,888円
2.	受益権の総数	71,491,406,888口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2022年11月28日 至 2023年 5 月15日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。また、当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。 当該金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理（流動性リスク管理を含みます。）も行われております。 法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督（流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。）を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2023年 5月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

(2023年5月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,457,503,504
投資証券	22,129,492
合計	4,479,632,996

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

（2023年 5月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	383,481,872	0	387,482,331	4,000,459
	米ドル	383,481,872	0	387,482,331	4,000,459
合計		383,481,872	0	387,482,331	4,000,459

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2023年 5月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0331円
(1万口当たり純資産額)	(10,331円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EXXON MOBIL CORP	31,514	105.78	3,333,550.92	
	HESS CORP	42,177	132.79	5,600,683.83	
	SCHLUMBERGER LTD	139,506	44.07	6,148,029.42	
	SEADRILL LIMITED	48,370	36.81	1,780,499.70	
	TECHNIPFMC PLC	269,624	14.08	3,796,305.92	
	LINDE PLC	26,629	370.33	9,861,517.57	
	NUTRIEN LTD	70,268	59.89	4,208,350.52	
	SOUTHERN COPPER CORP	21,523	69.49	1,495,633.27	
	GENERAL ELECTRIC CO	58,518	98.80	5,781,578.40	
	HUBBELL INC	2,800	273.52	765,856.00	
	MIDDLEBY CORP	24,203	140.03	3,389,146.09	
	SITEONE LANDSCAPE SUPPLY INC	8,306	148.63	1,234,520.78	
	TRANSDIGM GROUP INC	6,441	795.59	5,124,395.19	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	29,106	92.85	2,702,492.10	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	31,219	57.59	1,797,902.21	
	FTI CONSULTING INC	13,700	176.06	2,412,022.00	
	VERRA MOBILITY CORP	32,300	17.24	556,852.00	
	SAIA INC	10,218	280.47	2,865,842.46	
	UNION PACIFIC CORP	20,183	198.99	4,016,215.17	
	LENNAR CORP-A	20,832	113.23	2,358,807.36	
	LULULEMON ATHLETICA INC	12,230	376.20	4,600,926.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,270	2,045.63	8,734,840.10	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	31,965	174.10	5,565,106.50	
	PLANET FITNESS INC - CL A	21,335	68.20	1,455,047.00	
	ALPHABET INC-CL C	98,605	117.92	11,627,501.60	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	102,346	72.76	7,446,694.96	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	28,352	78.15	2,215,708.80		
META PLATFORMS INC	54,475	233.81	12,736,799.75		
NETFLIX INC	14,049	339.89	4,775,114.61		

PINTEREST INC- CLASS A	144,007	21.40	3,081,749.80	
SEA LTD-ADR	30,100	84.77	2,551,577.00	
AMAZON.COM INC	107,550	110.26	11,858,463.00	
AUTOZONE INC	2,293	2,729.06	6,257,734.58	
BEST BUY CO INC	36,122	71.73	2,591,031.06	
BURLINGTON STORES INC	8,660	174.24	1,508,918.40	
FLOOR & DECOR HOLDINGS INC-A	27,152	92.57	2,513,460.64	
HOME DEPOT INC	29,094	290.47	8,450,934.18	
COCA-COLA CO/THE	142,671	64.11	9,146,637.81	
KEURIG DR PEPPER INC	125,143	32.67	4,088,421.81	
PEPSICO INC	22,723	196.12	4,456,434.76	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	46,257	155.96	7,214,241.72	
BECTON DICKINSON AND CO	14,300	252.51	3,610,893.00	
ELEVANCE HEALTH INC	15,629	457.46	7,149,642.34	
HCA HEALTHCARE INC	10,138	275.87	2,796,770.06	
HUMANA INC	6,199	527.35	3,269,042.65	
INTUITIVE SURGICAL INC	22,304	305.27	6,808,742.08	
MOLINA HEALTHCARE INC	24,955	298.71	7,454,308.05	
STRYKER CORP	10,289	285.47	2,937,200.83	
UNITEDHEALTH GROUP INC	18,070	491.23	8,876,526.10	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,927	174.22	2,600,581.94	
ABBVIE INC	40,664	147.15	5,983,707.60	
ARGENX SE - ADR	5,784	403.48	2,333,728.32	
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	60,422	74.73	4,515,336.06	
ELI LILLY & CO	24,766	434.43	10,759,093.38	
JOHNSON & JOHNSON	28,000	160.78	4,501,840.00	
KARUNA THERAPEUTICS INC	7,717	227.98	1,759,321.66	
OLINK HOLDING AB - ADR	22,674	21.51	487,717.74	
REGENERON PHARMACEUTICALS	8,023	744.35	5,971,920.05	
SEAGEN INC	19,681	199.00	3,916,519.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	11,427	524.65	5,995,175.55	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,753	360.02	4,231,315.06	
JPMORGAN CHASE & CO	59,570	134.10	7,988,337.00	

	WESTERN ALLIANCE BANCORP	49,563	27.47	1,361,495.61	
	FISERV INC	69,039	119.45	8,246,708.55	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	16,036	227.04	3,640,813.44	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,371	319.50	1,396,534.50	
	MASTERCARD INC - A	14,214	381.92	5,428,610.88	
	MORGAN STANLEY	57,762	82.39	4,759,011.18	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	145,984	48.94	7,144,456.96	
	VISA INC-CLASS A SHARES	85,255	231.38	19,726,301.90	
	CHUBB LTD	59,167	200.27	11,849,375.09	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	36,770	69.52	2,556,250.40	
	SKYWARD SPECIALTY INSURANCE	48,591	24.79	1,204,570.89	
	BILL HOLDINGS INC	19,351	93.70	1,813,188.70	
	CCC INTELLIGENT SOLUTIONS HO	133,995	9.40	1,259,553.00	
	DOCUSIGN INC	44,586	48.85	2,178,026.10	
	INTAPP INC	11,900	43.88	522,231.50	
	INTUIT INC	13,060	427.62	5,584,717.20	
	MICROSOFT CORP	117,731	308.97	36,375,347.07	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	13,558	461.71	6,259,864.18	
	SALESFORCE INC	23,803	201.81	4,803,683.43	
	SHOPIFY INC - CLASS A	70,300	61.33	4,311,499.00	
	SYNOPSYS INC	9,463	368.84	3,490,332.92	
	VERISIGN INC	9,683	222.73	2,156,694.59	
	APPLE INC	188,753	172.57	32,573,105.21	
	T-MOBILE US INC	105,049	144.12	15,139,661.88	
	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	7,497	647.51	4,854,382.47	
	KLA CORP	3,046	386.97	1,178,710.62	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	13,219	399.19	5,276,892.61	
	NVIDIA CORP	72,562	283.40	20,564,070.80	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	61,473	83.43	5,128,692.39	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	18,364	161.88	2,972,764.32	
	米ドル 小計	3,958,273		519,812,810.85 (70,720,532,916)	
ユーロ	AIRBUS SE	30,330	122.80	3,724,524.00	

ADYEN NV	2,182	1,436.00	3,133,352.00	
ユーロ 小計	32,512		6,857,876.00 (1,012,633,970)	
合 計	3,990,785		71,733,166,886 (71,733,166,886)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	19,513	3,515,852.34	
米ドル 小計			19,513	3,515,852.34 (478,331,710)	
合計				478,331,710 (478,331,710)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)投資証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 92銘柄	99.3%		97.9%
	投資証券 1銘柄		0.7%	0.7%
ユーロ	株式 2銘柄	100.0%		1.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年5月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	78,382,041,272円
負債総額	56,044,342円
純資産総額（ - ）	78,325,996,930円
発行済口数	72,581,744,938口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0791円
（1万口当たり純資産額）	（10,791円）

参考情報

<ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式マザーファンド>

資産総額	79,489,730,896円
負債総額	1,113,133,702円
純資産総額（ - ）	78,376,597,194円
発行済口数	72,073,031,846口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0875円
（1万口当たり純資産額）	（10,875円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 金1億円

発行可能株式総数 20万株

発行済株式総数 2,000株

< 最近5年間における主な資本金の額の増減 >

2018年1月に資本金の額を金100万円から金1億円に増資。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役・監査役の選任および定款の変更に係る決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は1名です。

定時取締役会は3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令又は定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産又は財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は1名以上とし、監査役は、法令若しくは定款に違反する行為、不正な行為、あるいはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタルズ分析によるボトム・アップ・アプローチ^{*}が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄あるいは発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高め、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップ・ダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

*ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 金 1 億円

発行可能株式総数 20万株

発行済株式総数 2,000株

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役・監査役の選任および定款の変更に係る決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は3名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役1名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は1名です。

定時取締役会は3ヵ月に1回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産または財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は1名以上とし、監査役は、法令もしくは定款に違反する行為、不正な行為、またはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集することができます。監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタルズ分析によるボトム・アップ・アプローチ^{*}が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄または発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高め、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップ・ダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

*ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2022年 8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	21	1,220,724

< 訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2023年 5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	26	1,341,851

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度(自2022年1月1日至2022年12月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満を切捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,747,169	7,909,877
前払費用	42,225	38,013
未収収益	560,086	692,531
未収委託者報酬	4,134,370	3,033,172
未収還付法人税等	-	145,125
関係会社未収入金 1	30,400	60,657
流動資産合計	11,514,253	11,879,379
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	862,128	909,772
器具備品	281,426	289,784
減価償却累計額	423,023	653,530
有形固定資産合計	720,532	546,026
無形固定資産		
のれん	2,028,058	1,847,786
ソフトウェア	2,180	1,417
無形固定資産合計	2,030,238	1,849,203
投資その他の資産		
長期差入保証金	213,279	213,279
繰延税金資産	980,757	758,142
投資その他の資産合計	1,194,036	971,421
固定資産合計	3,944,807	3,366,652
資産合計	15,459,060	15,246,031

(単位:千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社未払金 1	5,818,694	6,434,193
未払手数料	1,831,242	1,284,153
未払費用	223,606	294,884
未払法人税等	1,417,774	-
預り金	668,868	567,761
未払消費税等	577,270	227,363
その他	12,507	3,576
流動負債合計	10,549,963	8,811,933
固定負債		
退職給付引当金	591,942	727,619
資産除去債務	175,280	222,423
その他	53,939	40,813
固定負債合計	821,162	990,856
負債合計	11,371,126	9,802,790
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,987,934	5,343,240
利益剰余金合計	3,987,934	5,343,240
株主資本合計	4,087,934	5,443,240
純資産合計	4,087,934	5,443,240
負債・純資産合計	15,459,060	15,246,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益 1		
委託者報酬	16,463,702	15,272,023
投資運用受託報酬	4,983,241	4,280,895
その他営業収益	3,098,304	2,719,711
営業収益計	24,545,247	22,272,629
営業費用		
支払手数料	7,743,632	7,158,103
広告宣伝費	145,416	136,366
調査費		
調査費	303,266	388,458
情報機器関連費	25,200	32,924
委託調査費	4,825,790	4,593,269
営業雑経費		
通信費	12,304	12,178
その他	30,976	32,315
営業費用計	13,086,588	12,353,616
一般管理費		
給料		
役員報酬及び給料手当	1,188,304	1,358,991
賞与	1,294,100	1,069,512
役員賞与	139,321	138,561
その他報酬給料	298,348	465,065
法定福利費	143,541	159,232
その他の福利厚生費	90,710	102,060
株式報酬費用	547,248	610,847
交際費	545	4,019
旅費交通費	2,552	34,827
不動産関係費		
不動産賃借料	194,110	195,319
その他の不動産関係費	39,823	40,600
退職給付費用	124,949	159,516
固定資産減価償却費	219,104	231,348
のれん償却費	180,271	180,271
諸経費		
業務委託費 1	2,564,655	3,232,172
その他	62,969	69,738
一般管理費合計	7,090,558	8,052,085
営業利益	4,368,100	1,866,928
営業外収益		
為替差益	198,904	379,103
営業外収益合計	198,904	379,103
経常利益	4,567,005	2,246,031
税引前当期純利益	4,567,005	2,246,031
法人税、住民税及び事業税	1,575,948	668,111
法人税等調整額	125,664	222,614
法人税等合計	1,701,613	890,725
当期純利益	2,865,392	1,355,305

(3) 【株主資本等変動計算書】

第5期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	1,122,542	1,122,542	1,222,542	1,222,542
当期変動額					
当期純利益	-	2,865,392	2,865,392	2,865,392	2,865,392
当期変動額合計	-	2,865,392	2,865,392	2,865,392	2,865,392
当期末残高	100,000	3,987,934	3,987,934	4,087,934	4,087,934

第6期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,987,934	3,987,934	4,087,934	4,087,934
当期変動額					
当期純利益	-	1,355,305	1,355,305	1,355,305	1,355,305
当期変動額合計	-	1,355,305	1,355,305	1,355,305	1,355,305
当期末残高	100,000	5,343,240	5,343,240	5,443,240	5,443,240

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	2～7年
工具、器具及び備品	2～7年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

2．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3．引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給見込額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年4回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年1回、もしくは年2回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

（会計方針の変更）

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

- 1．当事業年度の財務諸表に計上した金額 758,142千円
- 2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。当該計画においては、運用総資産の総額は、当社の現在までの業績を鑑みて、順調に推移することを予想しております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想運用総資産であります。運用総資産が金融市場の過去の標準的な増加率の推移に基づくと予想しております。

翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想運用総資産残高は、見積りの不確実性が高く予想通り推移しない可能性があります。当社の現在までの業績や金融市場の状況を鑑みて、課税所得の見積り額や繰延税金資産の回収可能性の判断に与えるリスクは低いと考えております。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債 (千円)

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
関係会社未収入金	30,400	60,657
関係会社未払金	5,818,694	6,434,193

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益	6,501,398	5,605,249
委託調査費	4,825,790	4,593,269
業務委託費	2,465,155	3,081,929

（株主資本等変動計算書関係）

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	-	-	2,000
合計	2,000	-	-	2,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第5期事業年度 (2021年12月31日)
1年内	195,139
1年超	439,064
合計	634,203

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第6期事業年度 (2022年12月31日)
1年内	195,139
1年超	243,924
合計	439,064

（資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業務等を行っており、金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収収益及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収収益に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

関係会社未収入金は、その多くが当社の親会社の子会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金及び差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金及び差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収収益及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収収益に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第5期事業年度(2021年12月31日)

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収委託者報酬、(4)関係会社未収入金

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
長期差入保証金	213,279

本社事務所の貸借契約開始時に差入れている保証金であり、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められ、時価開示の対象としておりません。

金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権(現金・預金、未収収益、未収委託者報酬及び関係会社未収入金)は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年以内であります。

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	6,747,169	-	-	-
未収収益	560,086	-	-	-
未収委託者報酬	4,134,370	-	-	-
関係会社未収入金	30,400	-	-	-
長期差入保証金	-	213,279	-	-

第6期事業年度(2022年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	213,279	213,135	144

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収委託者報酬、(4)関係会社未収入金、(5)未収還付法人税等

負債

(1) 関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)預り金、(5)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	7,909,877	-	-	-
未収収益	692,531	-	-	-
未収委託者報酬	3,033,172	-	-	-
未収還付法人税等	145,125	-	-	-
関係会社未収入金	60,657	-	-	-
長期差入保証金	-	213,279	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時間の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第6期事業年度（2022年12月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	213,135	-	213,135
資産計	-	213,135	-	213,135

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第6期事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	15,272,023	4,280,895	2,719,711	22,272,629

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	485,028
退職給付費用	124,949
退職給付の支払額	18,035
期末における退職給付引当金	591,942

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	124,949

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
期首における退職給付引当金	591,942
退職給付費用	159,516
退職給付の支払額	23,839
期末における退職給付引当金	727,619

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

(千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	159,516

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第5期事業年度 (2021年12月31日)	第6期事業年度 (2022年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
減価償却超過額	62,274	112,605
退職給付引当金	204,752	251,683
未払費用	91,202	115,466
株式報酬費用	251,406	284,592
資産除去債務	60,629	76,936
未払家賃	18,657	14,117
資産調整勘定	305,170	61,034
事業税	94,107	-
特別法人事業税	32,585	-
繰延税金資産合計	1,120,786	916,436
繰延税金負債		
固定資産	57,137	71,287
退職給与負債調整勘定	82,891	73,681
事業税	-	9,897
特別法人事業税	-	3,427
繰延税金負債合計	140,028	158,293
繰延税金資産の純額	980,757	758,142

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第5期事業年度(2021年12月31日)

	(%)
法定実効税率	34.6
(調整)	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.1
のれん償却費	1.4
過年度繰延税金資産修正分	1.1
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3

第6期事業年度(2022年12月31日)

	(%)
法定実効税率	34.6
(調整)	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	2.3
のれん償却費	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.7

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	16,463,702	4,983,241	3,098,304	24,545,247

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	4,520,005
ヨーロッパ	1,918,273
日本	18,043,849
その他	63,119
合計	24,545,247

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	4,149,446
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,855,305

(注)当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	15,272,023	4,280,895	2,719,711	22,272,629

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

北米	4,138,141
ヨーロッパ	1,357,195
日本	16,667,380
その他	109,912
合計	22,272,629

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	3,625,341
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	1,281,841

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第5期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市クイーン・ヴィクトリア・ストリート60	1億7414万8000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,855,305 費用 990,993	関係会社未払金	4,352,749
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2448万5947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 4,149,446 費用 5,800,311	関係会社未払金	171,968
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4583万4994ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 547,248	関係会社未払金	1,072,029

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9400ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 62,852 費用 95,719	関係会社未払金	164,410

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（ナスダック証券取引所に上場）

第6期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市クイーン・ヴィクトリア・ストリート60	1億7414万8000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,281,841 費用 1,001,250	関係会社未払金	4,418,435
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	2448万5947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,625,341 費用 6,061,644	関係会社未払金	102,801
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ、インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・ブラット・ストリート100	4486万2104ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 610,847	関係会社未払金	1,788,834

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンス・ヘンリー大通り35	266万9400ドル	投資助言・代理及び投資運用業		各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 75,182 費用 188,252	関係会社未払金	22,603

(注1) 上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク（非上場会社）

の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（ナスダック証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	2,043,967.49円	2,721,620.34円
1株当たり当期純利益金額	1,432,696.14円	677,652.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第6期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益金額(千円)	2,865,392	1,355,305
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	2,865,392	1,355,305
期中平均株式数(株)	2,000	2,000

4【利害関係人との取引制限】

< 訂正前 >

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

< 訂正後 >

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(前略)

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	24.5百万米ドル (2021年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル (2021年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド	45.0百万米ドル (2021年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド	10.0百万米ドル (2021年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド	16.5百万米ドル (2021年12月末)	投資運用業を営んでいます。

(後略)

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(前略)

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	24.5百万米ドル (2022年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル (2022年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド	45.0百万米ドル (2022年12月末)	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド	10.0百万米ドル (2022年12月末)	投資運用業を営んでいます。

ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・ リミテッド	26.5百万米ドル (2022年12月末)	投資運用業を営んでいます。
-------------------------------	--------------------------	---------------

(後略)

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式ファンドの2022年11月28日から2023年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス 米国オールキャップ株式ファンドの2023年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年3月27日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米永 隆司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。